

令和 7 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

松阪市監査委員

25 松監第 000277 号
令和 8 年 2 月 1 日

松阪市監査委員 達 中 敏 治
松阪市監査委員 世 古 和 久
松阪市監査委員 野 呂 一 平

令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

財政援助団体等監査

第1 監査実施年月日及び監査対象

公の施設の指定管理者

実 施 年 月 日	指 定 管 理 者 及 び 施 設 名	所 管 課
令和 7 年 11月13日	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 松阪市飯高高齢者生活福祉センター	飯高地域振興局 地 域 住 民 課
令和 7 年 11月14日	豪商のまち観光文化共同事業体 豪商のまち松阪観光交流センター・旧長谷川治郎 兵衛家・旧小津清左衛門家・原田二郎旧宅	観 光 交 流 課 ・ 文 化 課

補助金等交付団体

実 施 年 月 日	交 付 団 体 名 及 び 補 助 金 等 の 名 称	所 管 課
令和 7 年 11月13日	松阪市民生委員児童委員協議会連合会 松阪市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金	健 康 福 祉 総 務 課
	松阪市中央地区民生委員児童委員協議会 松阪市地区民生委員児童委員協議会補助金	
令和 7 年 11月14日	松阪市住民自治協議会連合会 松阪市住民自治協議会連合会運営交付金	地 域 づ く り 連 携 課

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

市が補助金等財政的援助を与えている団体等や市が基本財産、出資金等の4分の1以上を出資している法人、公の施設の指定管理者の中から抽出し、令和6年度における当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

3 監査の主眼

- (1) 財政的援助等に係る出納事務は適正に処理されているか。
- (2) 財政的援助等の目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 財政的援助等の効果が十分に発揮されているか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各関係者から説明を聴取するとともに、当該財政的援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等を確認する方法で監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、次のとおり、検討又は改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

検討又は改善を要する事項については、所管部局において団体等に対して指導を行うなど適切な措置を講じられたい。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

1 公の施設の指定管理者

【社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会】

(1) 公の施設の管理委託内容

施設の名称：松阪市飯高高齢者生活福祉センター

指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日

委託料：11,211,000円（令和6年度）

事業内容：ア 飯高高齢者生活福祉センターの次に掲げる事業の運営企画
に関すること

- ・高齢者介護機能の推進に関する事業
- ・高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業
- ・高齢者の生活、健康等の相談事業
- ・高齢者の生きがいを高める事業
- ・社会福祉関係団体の指導育成事業
- ・高齢者の福祉増進事業

イ 飯高高齢者生活福祉センターの利用の許可に関すること

ウ 飯高高齢者生活福祉センターの利用料金に関すること

エ 飯高高齢者生活福祉センターの維持管理に関すること

オ 市長の権限に属する業務を除く飯高高齢者生活福祉センターの管理に関すること

(2) 事業実績

ア 利用状況

(ア) 居住事業入居者

居住人数	延べ46人
施設利用料	661,260円
稼働日数	365日 生活援助員等により管理運営

(イ) 会議室等貸館

利用件数141件、延べ利用人数1,303人

(ウ) 自主事業の実施状況

5月	フラワーアレンジメント
7月	夏休み学習会、子ども食堂、手作りおもちゃ教室
8月	夏休み学習会、子ども縁日
12月	クラフト教室、冬休み学習会、子ども食堂、たんぽぽおやつ工房
1月	クラフト教室
2月	クラフト教室
3月	クラフト教室、珈琲淹れ方教室

※ 本報告書中の金額は、消費税等を含んだ金額で記載している。

イ 収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	収 入 額	摘 要
指定管理料	11,211,000	
施設利用料	661,260	
繰入金	604,155	
雑収入	3,780	
物品寄付金	59,800	
収入合計	12,539,995	

【支出の部】

科 目	支 出 額	摘 要
人件費	8,201,722	給与、手当、法定福利費等
通常維持経費	3,406,085	光熱水費、業務委託費等
その他経費	932,188	消耗品費、修繕費、器具什器費等
支出合計	12,539,995	

収支差額 = 収入 - 支出	0	
----------------	---	--

(3) 監査結果及び意見

飯高高齢者生活福祉センターは、建設からすでに34年が経過しているため、経年による老朽化が著しく、修繕を必要とする箇所が多々あることが窺えた。

当センターは、過疎地域における高齢者の介護機能の推進、福祉増進に資する施設としての役割を果たしており、利用者が安全に、かつ、安心して利用できるよう、引き続き施設の維持管理と人材確保に努められたい。

なお、貸館事業に関しては、会議室等の利用申込みがあれば、直ちに提供できるよう日常から適正な管理運営に努められたい。

(4) 所管部局に対する意見

利用者が安全かつ安心して施設を利用できるように老朽化に伴う必要な改修・修繕について、計画的に進めるとともに、指定管理者と連携を密にして、安全面に配慮した施設運営など、必要な支援に努められたい。

【 豪商のまち観光文化共同事業体 】

(1) 公の施設の管理委託内容

施設の名称：豪商のまち松阪観光交流センター・旧長谷川治郎兵衛家・
旧小津清左衛門家・原田二郎旧宅

指 定 期 間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

委 託 料：74,500,000 円（令和 6 年度）

事 業 内 容：

豪商のまち松阪観光交流センター

- ・地域の文化財等の観光資源の情報収集とガイダンス及び展示
- ・地域の物販・飲食・宿泊に関する情報収集とガイダンス及び販売
- ・観光客等の誘致・宣伝
- ・観光資源を活用した地域と観光客等の交流促進
- ・観光交流センターの施設及び設備の維持管理

旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅

- ・各施設の公開
- ・各施設に関わる資料の保存と活用
- ・文化財保護意識の啓発
- ・各施設に関わる文化活動及び観光交流のための活用
- ・各施設の維持管理に関すること
- ・各施設の利用及び利用料金に関すること

(2) 事業実績

ア 利用状況

4 施設の入館者数 58,139 人

イ 管理業務の実施状況

- ・窓口での観光案内やパンフレット等の配布
- ・歴史文化を紹介するグラフィック展示やジオラマ、シアター映像の上映
- ・豪商のまち松阪観光交流センターでの連続講座の開催
- ・松阪産品の展示販売
- ・市民団体等との連携による事業の推進
- ・メディアや雑誌・情報誌等による情報発信、プロモーション
- ・旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅の公開業務
- ・公開業務に必要な情報収集、発信・提供等
- ・旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅での企画展・特別展の開催（各施設 3～5 回）
- ・旧長谷川治郎兵衛家離れ座敷、旧小津清左衛門家向座敷の活用（貸館業務）
- ・旧長谷川治郎兵衛家での呈茶の有料提供
- ・史資料の閲覧対応業務
- ・旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅を活用した自主事業の開催

ウ 収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	収 入 額	摘 要
指定管理料	74,500,000	
利用料金等収入	5,059,172	入館料等
雑収入	323,760	イベント収入等
その他	459,432	預金利息、自主事業充当
収入合計	80,342,364	

【支出の部】

科 目	支 出 額	摘 要
人件費	53,535,941	給与、手当、法定福利費等
事務費	6,891,297	
事業費	16,343,819	
その他	4,606,970	消費税、その他保険料等
支出合計	81,378,027	

収支差額 = 収入 - 支出	△ 1,035,663	
----------------	-------------	--

(3) 監査結果及び意見

指定管理業務と本来の観光協会の業務にかかる人件費の経費負担については、現状の業務に対する従事割合に基づき^{あん}按分されたい。

指定管理業務の収支報告書が一般社団法人 松阪市観光協会と、NPO法人 松阪歴史文化舎それぞれの事業体で作成し提出されているが、松阪市が指定管理者に指定している「豪商のまち観光文化共同事業体」として包括した収支報告書の作成を検討されたい。

観光分野と歴史・文化分野を融合して取組を進めていくことは、有効な手段であり、今後も市と共同事業体が連携の上、創意工夫をし、一体的な取組を展開されたい。

(4) 所管部局に対する意見

豪商のまち松阪観光交流センター、旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅の 4 施設を一体として指定管理者制度により運営しているという強みを活かして、指定管理者と連携の上、創意工夫をし、松阪市の観光・文化行政に取り組まされたい。

2 補助金等交付団体

【 松阪市民生委員児童委員協議会連合会・松阪市中央地区民生委員児童委員協議会 】

◎松阪市民生委員児童委員協議会連合会

(1) 補助金の名称等

補助金の名称：松阪市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金

補助金の交付額：4,719,000 円

補助対象経費：民生委員法(昭和23年法律第198号)第24条第1項に規定する任務を行うために要する経費及び研修会、講習会その他民生委員児童委員が知識及び技術の取得に要する経費、その他民生委員児童委員の地域活動に要する経費（食糧費については、事業実施に直接必要なものに限る。）に支給する。ただし、松阪市地区民生委員児童委員協議会補助金交付要綱の対象となる経費については、補助対象外。

(2) 補助金の交付目的

民生委員法第20条第1項の規定による民生委員児童委員協議会にて組織された松阪市民生委員児童委員協議会連合会の活動経費の一部を補助することにより、当該組織の強化及び資質の向上を図るとともに、地域社会における福祉活動の推進に資することを目的としている。

(3) 補助金の交付根拠

松阪市補助金等交付規則

松阪市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金交付要綱

(4) 事業収支

【収入の部】		【支出の部】		(単位:円)	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額		
補助金	4,719,000	会議費	506,080		
		活動事業費	2,371,244		
		管理費	199,476		
		負担金	1,642,200		
計	4,719,000	計	4,719,000		

(5)事業実績

事業	内容
会務の運営	正副会長会議・理事会(11回)、臨時正副会長会議、 代議員会(前期・後期)
社会福祉大会への 参加	三重県社会福祉大会 松阪市社会福祉大会
研修会の開催・参加	三重県単位民生委員児童委員協議会会長研修会 専門部会(三部会)研修会 人権研修会 三重県民生委員児童委員協議会児童福祉委員会研修会 三重県民生委員児童委員協議会主任児童委員研修会 三重県新任民生委員・児童委員研修会 三重県民生委員・児童委員ブロック別研修会 三重県在宅福祉委員会研修会 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する研修会
実態調査	高齢者実態調査

◎松阪市中央地区民生委員児童委員協議会

(1) 補助金の名称等

補助金の名称：松阪市地区民生委員児童委員協議会補助金

補助金の交付額：895,000 円

補助対象経費：研修会、講習会その他民生委員児童委員が知識及び技術の取得に要する経費、民生委員児童委員協議会の地域活動に要する経費（食糧費については、事業実施に直接必要なものに限る。）に支給する。ただし、松阪市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金交付要綱の対象となる経費については、補助対象外。

(2) 補助金の交付目的

民生委員法第20条第1項の規定による民生委員児童委員協議会の研修経費の一部を補助することにより、当該組織の強化及び資質の向上を図るとともに、地域社会における福祉活動の推進に資することを目的としている。

(3) 交付金の交付根拠

松阪市補助金等交付規則

松阪市地区民生委員児童委員協議会補助金交付要綱

(4)事業収支

【収入の部】		【支出の部】		(単位:円)
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額	
補助金	895,000	会議費	388,000	
		視察研修費	436,320	
		事務費	70,680	
計	895,000	計	895,000	

(5)事業実績

事 業 名	内 容
自主的活動事業	定期総会 視察研修（大阪府箕面市） 定例会(12回) 研修会(2回) 消防署研修
役員活動事業	役員会 幹事会(14回) 市役員会連合会理事会(11回)
地域支援事業	高齢者実態調査 第四小学校区福祉部会行事 第一小学校区福祉事業
その他の事業	学校・園との交流会(3回) 赤い羽根共同募金への協力(8回) 認知症キッズサポーター講座

◎松阪市民生委員児童委員協議会連合会・松阪市中央地区民生委員児童委員協議会に対する監査結果等について

(1) 監査結果及び意見

民生委員・児童委員の活動は、地域の見守り、相談役や行政等へのつなぎ役でもあり、地域住民等が支え合い、自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現には必要不可欠である。今後も地域社会における福祉活動を推進していくため、民生委員・児童委員の資質向上にかかる各種研修会の実施や福祉活動の展開に努められたい。

(2) 所管部局に対する意見

民生委員・児童委員の担い手不足は、全国的にも大きな課題となっており、松阪市においても、定数 394 人に対して、選出人数は 375 人(令和 7 年 12 月 1 日現在)であり、19 人の欠員が生じ、空白地区となっている。地域福祉活動の充実を図るため、担い手の確保に努め、欠員の解消を図るとともに、今後も民生委員・児童委員の資質向上のため、関係団体と連携し、民生委員・児童委員の福祉活動に対する支援・サポートに注力されたい。

【松阪市住民自治協議会連合会】

(1) 交付金の名称等

交付金の名称：松阪市住民自治協議会連合会運営交付金

交付金の交付額：13,615,000 円

交付対象経費：松阪市住民自治協議会連合会の運営に必要な事務的経費に関するもの。ただし、予算の範囲内で交付する。

(2) 交付金の交付趣旨

自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に向け、住民自治協議会を支援するために設置された松阪市住民自治協議会連合会の運営を支援するために交付する。

(3) 交付金の交付根拠

松阪市補助金等交付規則

松阪市住民自治協議会連合会運営交付金交付要綱

(4) 事業収支

【収入の部】		【支出の部】		(単位:円)
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額	
運営交付金	13,615,000	総会費	116,960	
		会議費	632,396	
		活動費	617,608	
		事務局費	12,248,036	
計	13,615,000	計	13,615,000	

(5) 事業実績

会長・副会長会議 12 回、役員会 7 回

市行政等の協議会・審議会等への委員推薦

コミュニティセンターの支援

三重県への要望に関する意見交換会

三重県知事との懇談会

(6) 監査結果及び意見

住民自治協議会連合会運営交付金にかかる事業については、概ね適正に処理されていた。

なお、松阪市住民自治協議会連合会の収支計算書を確認する中で、今回の監査対象ではないが、住民自治協議会活動交付金の一部が一住民自治協議会から連合会を経由せずに直接市に返還された。収支決算書には、連合会を経由して返還されたように記載されていたため、決算額に差異が生じていることが確認された。今後は、適正な決算処理に努めるとともに各住民自治協議会に対して、再度交付金の流れについて周知徹底されたい。

また、それぞれの住民自治協議会が自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に資することができるよう、市と連携・協同して、住民自治協議会活動に対する支援・サポートに努められたい。

(7) 所管部局に対する意見

市・住民自治協議会連合会・住民自治協議会間における交付金交付事務に対するチェックを強化するとともに、それぞれの住民自治協議会が自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に資することができるよう、住民自治協議会連合会と連携して、住民自治協議会活動に対する支援・サポートに努められたい。